



マネックス通信第3号

発行 平成15年9月30日

<http://www.manecs.com>

マネックス合同会計

京都市下京区四条通新町西入の新釜座町 716-1 四条平野ビル 9階

Tel 075-255-4000 Fax 075-255-4004

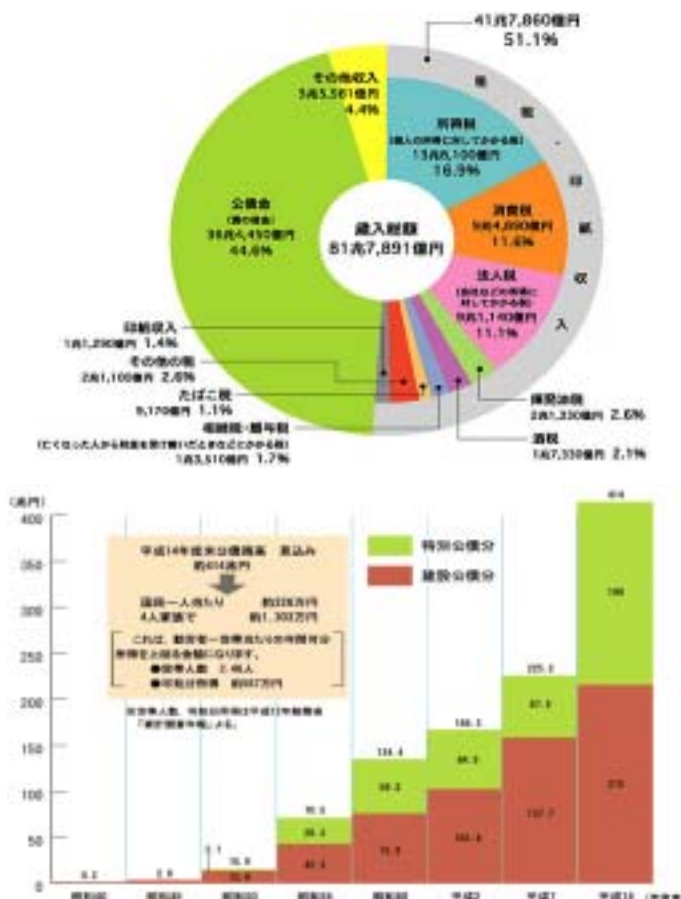
「個人向け国債発行の裏事情」

最近新聞紙上やテレビに登場するようになった「個人向け国債」という金融商品があるが、ご存知だろうか？個人向け国債とは①個人を対象に発行され②利率は半年毎に見直しの変動金利③期間は10年、発行後1年間は原則売却禁止④購入は1万円から1万円単位といった代物だが、なぜこの商品が注目を集めたかという、その利率の高さにあった。9月募集分にいたっては年0.77%（税引き後0.616%）という最近の金融商品の中では飛びぬけて高い利率である。7,350億円の販売予定額にもかかわらず、完売の勢いである。日本国民が所有する金融資産は1,300兆円といわれており、相変わらずの高貯蓄率を誇るが、その国債を発行している日本国の収支をご覧になったことはあるだろうか。

平成15年度において税収は全歳入の約50%しかなく、不足分の大半を公債いわゆる国債を発行して賄っている。その国債の発行残高は平成14年度で414兆円、地方債をあわせると約700兆円といわれている。

アルゼンチンが国債の償還を迎えられずにデフォルトしたことは記憶に新しい。国民に国債を支える余裕が無いのである。その点、日本においては、いまだ余裕があるらしく、国にお金をお貸

ししましょうと言う国民が多くいてくれることはなんとも心強い。しかしながらこれは国の借金。いずれ返すのである。税収40兆円で、借金が400兆円。普通の会社なら既に倒産している数字である。構造改革が是が非でも必要になるのはご理解いただけると思う。もちろん景気回復が伴うにこしたことはない。あなたが日本国(株)の社長なら、どうやって返しますか？



((国税庁ホームページより))

決算書の分析②

第2回は経営指標の中からのいくつかです。

毎月ご提供させていただいております月次決算書の3枚目、月次経営分析表（要約貸借対照表）の下段「経営指標」の中から、運転資金についてご説明します。

1. 売上債権回収期間（日数）： $365 \div \frac{\text{売上高（年間に換算した金額）}}{\text{受取手形＋売掛金}}$

この指標は、売上代金の回収期間がわかるばかりでなく、資金の流れと速さを知るために大切なものです。前期より売上高を増加させよう、利益率の高い商品にシフトし、粗利益（売上総利益）を増加させよう等、社内で営業担当者と会議をされることがあると思います。

ここで注意をしたいのがこの「売上債権回収期間」です。

利益率の高い商品にシフトした結果、回収期間が延びているのなら、運転資金の対策をしなくてはなりません。また、売ったはいいが、回収ができていないでは大変です。定期的にチェックしてください。

2. 棚卸資産回転期間（日数）： $365 \div \frac{\text{売上高（値引き前、年間に換算した金額）}}{\text{商品在庫高}}$

この指標は、商品を仕入れてから売れるまでの足の速さを示すばかりでなく、売上高の何ヶ月分の平均在庫を保有しているかを示すものです。

お金を支払い商品に変化し、やがて売上代金と変化しお金として戻ってくる。当然この期間が長くなれば、資金繰りに直接影響してきます。また、不良在庫が増えてもこの期間が長くなります。「売れているのにお金がない」という状態はありませんか？この指標を正確に把握するためにも、特に卸売業、小売業においては定期的に正確な棚卸しをしてください。

3. 支払債務回転期間（日数）： $365 \div \frac{\text{仕入高（年間に換算した金額）}}{\text{支払手形＋買掛金}}$

この指標は、上記1の反対です。期間が延びると支払期間が長引いていることとなります。通常は、上記1より長くないと資金繰りが厳しくなりますが、その反面、延びすぎると取引信用を損ねたり、仕入価格の上昇を招きかねないので注意が必要です。

前回ご説明した流動比率とともに定期的なチェックが必要です。

前回同様、上記の指標は現金主義を採用しているなど、月次決算としての精度が低いと正しく表示されません。より精度の高い月次決算書作成のため今後ともご協力のほどよろしく申し上げます。

「確定拠出年金制度」

「確定拠出年金制度」いわゆる日本版 401k は、

- ・企業または個人が拠出した掛け金を
 - ・加入者が自己の責任において運用し
 - ・加入者が高齢になったときその運用の結果に基づき給付を受ける
- という制度です。

「確定拠出年金」という名前は「拠出額」が「確定」していることから付けられています。逆にいえば「給付額」は確定していないわけです。

この制度には税金面での優遇が手厚く用意されています。

今回から何回かに分けてその概要についてご紹介することとします。

① 種類は2つ

確定拠出年金制度には、企業が導入し、企業が掛金を負担する企業型と、個人が任意で加入し、個人で掛金を負担する個人型の2種類があります。

加入対象者、掛金限度額など企業型と個人型とでは異なってきますので、以下分けてご説明します。

② 加入することが出来る人

いずれの場合も、60歳未満であることが条件です。

● 企業型

企業型を採用した企業の従業員のうち60歳未満の従業員が加入者となります。

ただし、一定の場合には新規採用者のみを対象とするなど、従業員の一部だけを加入対象者とすることもできます。

● 個人型

60歳未満で既存の企業年金に加入していない企業の従業員や自営業者が対象になります。

ただし、公務員は共済年金の職域部分が企業年金にあたるため対象になっていません。

また、専業主婦などの国民年金の第3号被保険者も対象外となっています。

③ 掛金の限度額

それぞれの場合に応じて、掛けることの出来る限度額が定められています。

最低5,000円以上で千円単位で任意に設定をすることができます。

● 企業型

- ・既存の企業年金に加入している従業員の場合

厚生年金基金や適格退職年金など、既存の企業年金に加入している従業員には、年額21万6,000円（月額1万8,000円）を限度として企業が拠出できます。

- ・既存の企業年金に加入していない従業員の場合

厚生年金だけで既存の企業年金に加入していない従業員の場合は、年額43万2,000円（月額3万6,000円）を限度として企業が拠出できます。

● 個人型

- ・自営業者などの場合

自営業者など国民年金の第1号被保険者の場合は、年額81万6,000円（月額6万8,000円）を限度として拠出できます。ただし、国民年金基金の加入者は、この年額81万6,000円から国民年金基金の掛金をマイナスした額が限度となります。

なお、国民年金の保険料を滞納した月は確定拠出年金に拠出することができません。

- ・企業年金に加入していないサラリーマンの場合

企業の従業員で既存の企業年金に加入していない人の場合は、年額18万円（月額で1万5,000円）を限度として拠出できます。

円)を限度として拠出できます。なお、企業型と個人型の双方に加入することはできません。

まとめますと・・・

企業年金のある企業にお勤めの方は、お勤め先が導入した企業型(限度は21万6000円)にのみ加入することができます(つまり、個人型に任意に加入することはできません)。

お勤めの方でも、お勤め先に企業年金が無い場合は、お勤め先が導入した企業型(限度は43万2000円)に加入するか、お勤め先が確定拠出年金制度を導入しない場合は、個人で任意に個人型(限度は18万円)に加入することができます。

国民年金をお支払の自営業の方は、任意に個人型(限度は81万6千円)に加入することができます。

続く

資本金1億円超の法人

1億円を超えた場合の主なデメリット

資本金の額が違うだけで、同じ所得であっても税額が大きく異なることがあります。資本金の額が多くなると、税負担が増えるケースが大半です。中小企業者に対する税制上の優遇措置を受けられなくなる区切りの一つとして『資本金1億円』があります。

資本金が1億円を超えた場合のデメリットで主なものを拾い出してみると次のようになります。

- ① 年800万円以下の所得でも法人税率30%
- ② 交際費の定額控除限度額400万円の適用不可
- ③ 貸倒引当金の法定繰入率の適用不可
- ④ 事業税の外形標準課税の対象になる
- ⑤ 自己資本比率が50%以下の場合の留保金課税停止措置の適用不可
- ⑥ 退職給与引当金の取崩額が増える(10年間で取崩→4年間で取崩)
- ⑦ 中小企業者の少額減価償却資産(30万円未満)の取得価格の損金算入特例の適用不可
- ⑧ 中小企業者等が機械等を取得した場合等の一定の税額控除・特別償却の適用不可

資本金と資本等の額ではちがう

税法上では『資本等の額』で判断・計算するものがあります。

- ① 外形標準課税の資本割額は資本等の額を課税標準として計算(納税義務の有無は資本金の額で判断)
- ② 留保金課税停止措置の適用を判断する際の自己資本の額(これには利益積立金も含む)
- ③ 寄付金の損金算入限度額の資本基準額
- ④ 法人住民税の均等割
- ⑤ 法人住民税の法人税割(地域によっては資本金で判断する場合があります)

資本等の額=資本金+資本積立金(合算額)。資本金は決算書に記載されている金額を確認すれば済みますが、資本等の額は決算書だけでなく、別表5(一)の資本積立金額の計算に関する明細書の確認が必要となります。資本金と資本等の額は似て異なるものなので注意が必要です。

減資による節税

現在、資本金が1億円を超えている場合でも、減資を行い資本金を減らすことで資本金が1億円を超えた場合のデメリットを回避することも可能です。ただし、無償減資では資本等の額は減少しません。減った資本金と同額の資本積立金が増えるためです。従って資本等の額で判断・計算する項目は減資前と変わりません。資本等の額を減少したい場合は有償減資を選択することになります。

有償減資の場合には、株主にみなし配当課税が生じることがあります。更に交付金銭等の額がみなし配当額を超えると株式譲渡益課税も生じる場合があります、注意が必要です。

(参考文献)「週刊 T&A マスター」

第3号目次

- P. 1 ……個人向け国債発行の裏事情
- P. 2 ……決算書の分析②
- P. 3 ……確定拠出年金制度
- P. 4 ……資本金1億円超の法人